

精神保健福祉法における 警察官通報の現状と対応

○ 中川 優馬
 蛭原 夕起子
 (中央保健所)

萩原 嬉胡
 杉尾 重子
 *¹健康増進課)

倉永 笑民*¹
 藤崎 淳一郎

はじめに

1964年 ライシャワー事件

在日米国駐在大使が統合失調症の少年に刺傷される事件

1965年 精神衛生法改正

警察官などによる通報・届出の強化

緊急措置入院制度の新設

通院医療費公費負担制度の新設

保健所を精神保健業務の第一線機関に位置づけ

精神保健福祉法第23条

警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

中央保健所における措置業務

2町(国富町・綾町)に加え、宮崎市を所管する警察署からの通報に対応。

対象と方法

対象

平成19年4月1日から平成29年3月31日までに当保健所に警察官から通報のあった232件

方法：以下のとおりに分類後、集計を実施

調査の結果要診察としたもののうち、

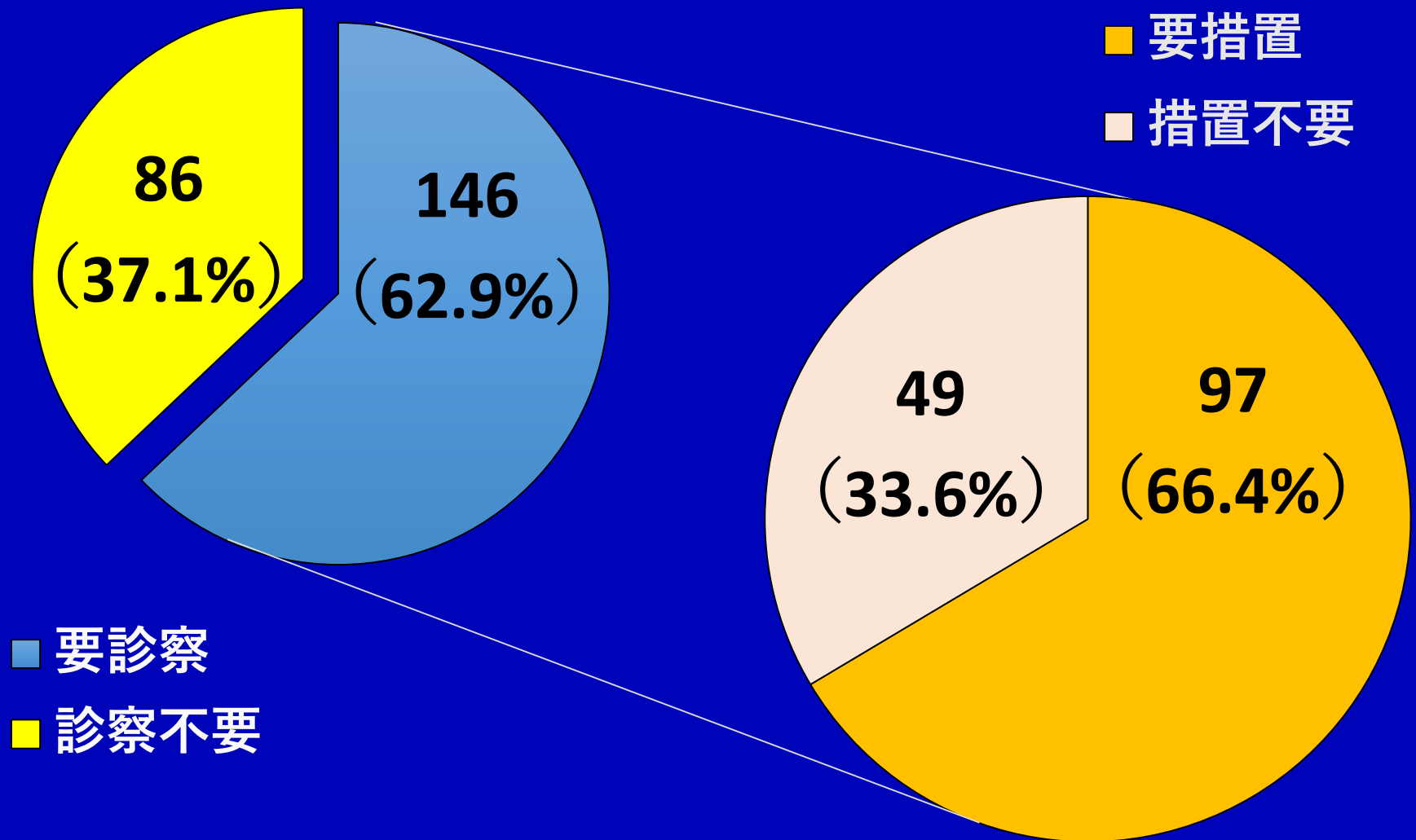
- ①診察の結果要措置となったもの
- ②診察の結果措置不要となったもの

診察不要としたもののうち、

- ③調査後に診察不要としたもの
- ④宮崎市保健所を経由して事実発生後に受理したもの

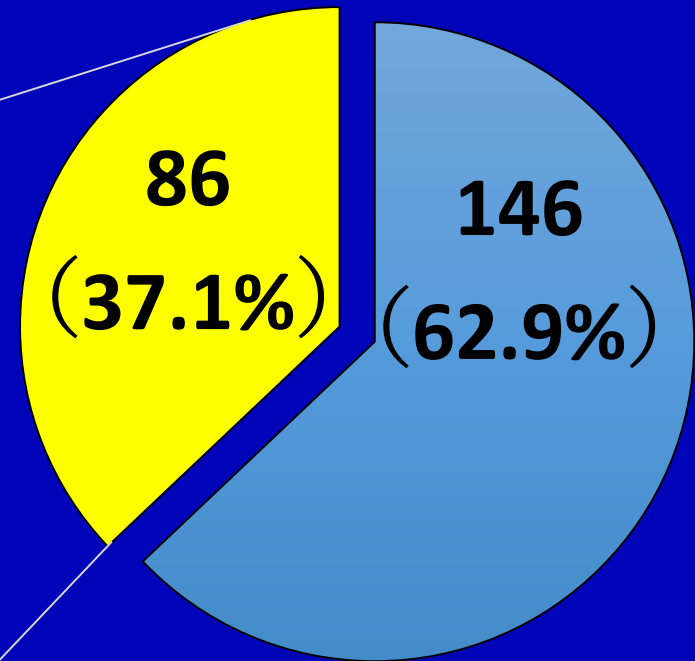
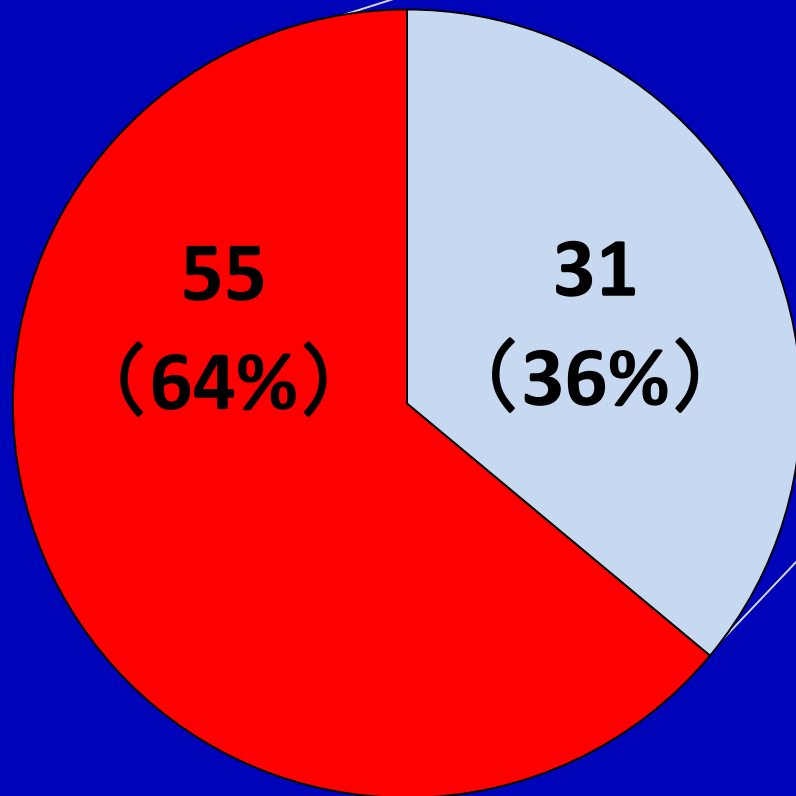
結果

要診察としたものの内訳



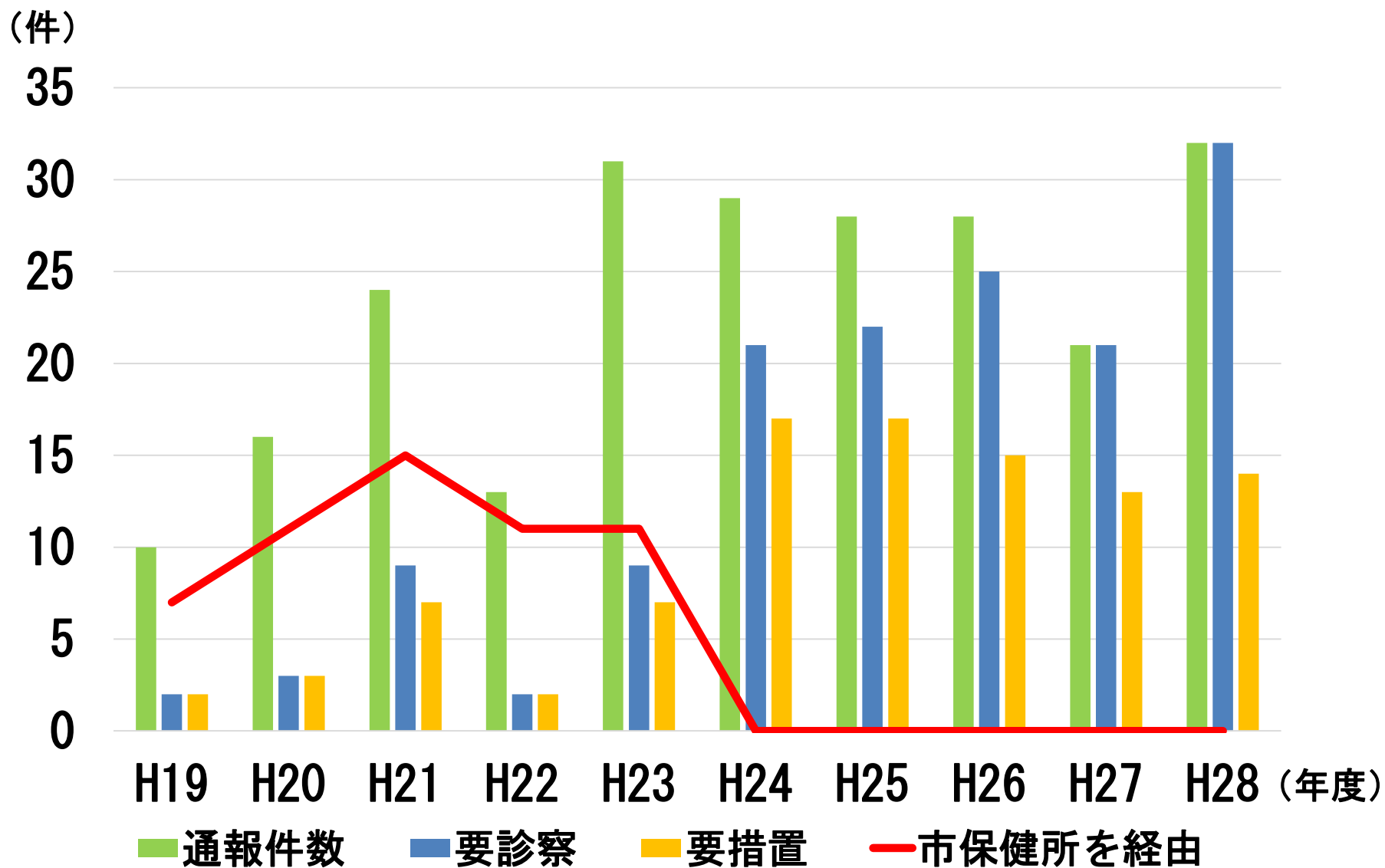
診察不要としたものの内訳

- 調査後に診察不要
- 市保健所を經由



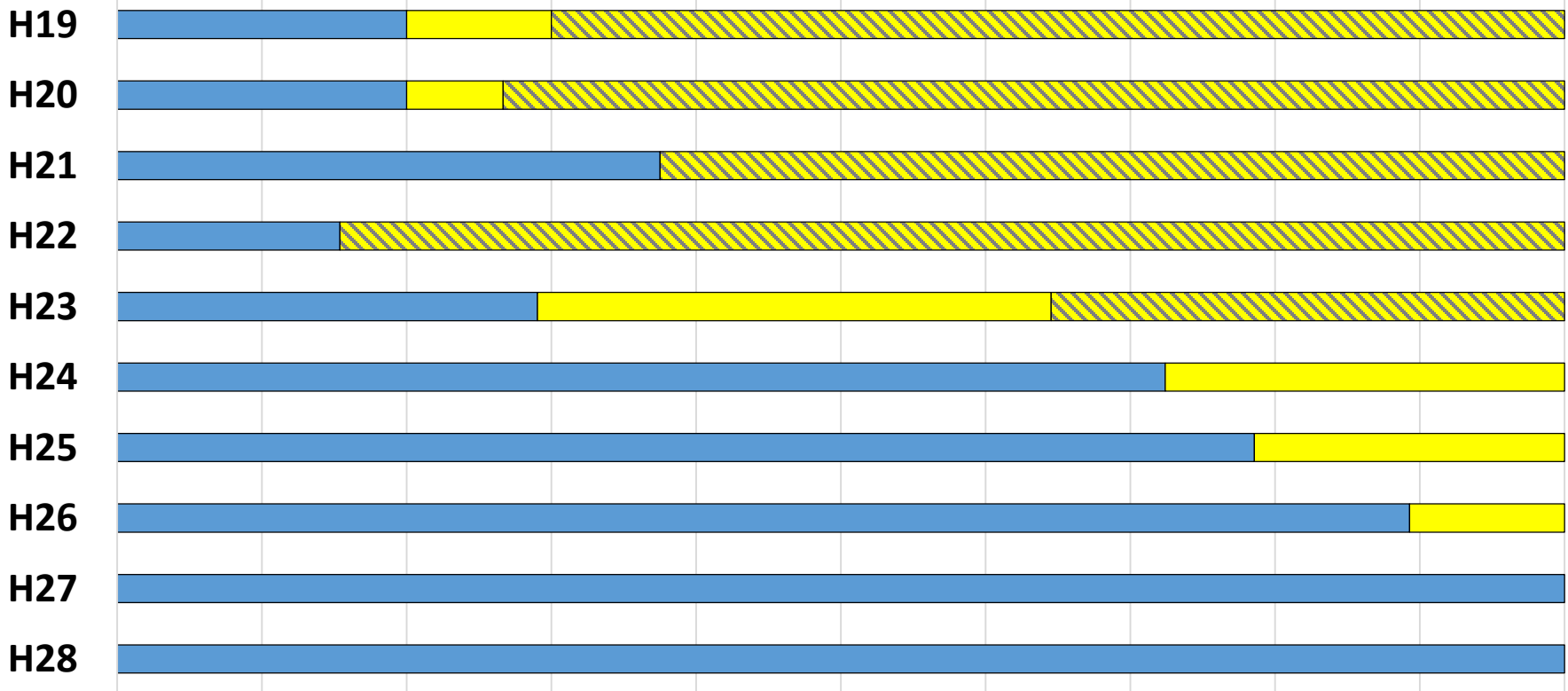
- 要診察
- 診察不要

通報件数と対応状況



診察実施状況

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



(年度)

■ 要診察

■ 診察不要

■ 調査後に診察不要
■ 市保健所を經由

考察

平成23年度までの警察官通報

宮崎市保健所を經由して事実発生後に、
当保健所へ通報されるものも多くあった。



自傷他害のおそれがあるにも関わら
ず、精神保健指定医の診察につながら
なかった事例もあったのではないか。

平成24年度からの取り組み

精神保健福祉関係会議の開催

- 警察官通報から措置診察に至るまでの流れ
- 措置入院となった事例等の共有

精神保健福祉関係会議の構成機関

警察署(宮崎北署、宮崎南署、高岡署)

宮崎保護観察所※

宮崎市保健所

国富町

綾町

県立宮崎病院精神医療センター

障がい福祉課

精神保健福祉センター

※平成29年度より

通報窓口の一元化

平成24年度以降

警察署 (対象者の住所が宮崎市の場合)

警察官通報(自傷他害のおそれあり)

自傷他害のおそれなし

中央保健所

協力

宮崎市保健所

平成24年度以降も継続

警察署（対象者の住所が国富町、綾町の場合）

警察官通報及び精神障害者に関する相談

中央保健所

協力

国富町、綾町

平成28年7月 相模原市障害者施設での殺傷事件
入所者19人が死亡 26人が重軽傷

精神保健福祉法改正に向けた動き

再発防止策検討チーム(厚生労働省)の挙げた課題

⇒警察官通報が行われたもののうち、措置診察や措置入院につながった割合について、**地方自治体ごとでばらつきが生じている。**

事件の再発防止策

(これからの精神保健医療福祉のあり方に関する報告書より)

関係機関が措置診察に至るまでの地域における対応方針、通報等に基づく移送のあり方、具体的な犯罪情報を把握した場合の情報共有のあり方について、都道府県や市町村、警察等の関係者が地域で定期的に協議する場の設置。

精神保健福祉関係会議開催後

平成24年度以降

事実発生後に通報を受理したものは0件。

平成27年度以降

警察官通報のあったものはすべて
精神保健指定医の診察につながっている。

関係機関で措置入院に係る対応方針について協議



地方自治体での対応のばらつきを解消

今後も精神保健福祉会議を開催

➤措置入院に係る手続きについて円滑進めていく